

成島園デイサービスセンター
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑成会が開設する、成島園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・通所型サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定通所介護・通所型サービスの提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態・要支援状態または事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るなどサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする、

- (1) 名称 成島園デイサービスセンター
- (2) 所在地 山形県米沢市広幡町成島字窪平山2120番地5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤職員）
生活相談員は、利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じ、必要な助言と援助を行う。
- (3) 看護職員 1名以上（常勤職員）
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、適切な処置を行う。
- (4) 介護職員 5名以上（常勤職員）
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤職員）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（常勤職員）
管理栄養士は、利用者に提供する食事の管理、栄養指導の業務を行う。
- (7) 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（12月31日から1月3日までを除く。
但し、12月31日、1月3日については相談に応じて営業します。）
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護・通所型サービスの利用定員は、月曜日から金曜日を合計35名とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護・通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護・通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）の介護保

険負担割合証の利用者負担の割合とする。厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 入浴
 - (2) 食事
 - (3) 健康状態の確認
 - (4) 機能訓練
 - (5) 生活等に関する相談援助
 - (6) 日常生活の世話
- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護・通所型サービスの送迎に要する費用は、通常の事業の実施地域を越えて1km 毎(1km 以下四捨五入) 100円とする。
 - (2) 食費 650円 (昼食代550円・おやつ代100円)
 - (3) 日常生活で通常必要となる費用で利用者負担が適当と認められる費用 実費
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とする

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、集団生活の規律と秩序を遵守しなければならない。

- 2 利用者同士の交際は、節度をもって行い他人に迷惑をかけない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の従業者等は、現に指定通所介護・通所型サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各項に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における、虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- 3 事業者における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)を実施することとする。
- 5 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを定めるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年8月1日	一部改正
平成14年7月15日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成17年10月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成30年8月1日	一部改正
令和4年6月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正
令和6年6月1日	一部改正